

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年9月12日（令和6年（行情）諮問第1024号）

答申日：令和7年10月27日（令和7年度（行情）答申第490号）

事件名：「艦船と安全」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「文書1」及び「文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年11月1日付け防官文第17190号及び平成31年2月28日付け防官文第3256号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書1（原処分1に係るもの）

ア 不開示決定の取消し（他にも文書が存在するものと思われる）。

（ア）国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

（イ）国が法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」（平成18年3月 総務省行政管理局情報公開推進室）（別紙略）は、「行政文書を文書又は図面と電磁的記録の両方の形態で保有している場合には、文書又は図面について、スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手續の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定して頂いておくことが必要である」（表紙から22枚目）と定めている。

（ウ）（ア）及び（イ）の理由から、開示決定においては特定された

電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。
(エ) 本件開示決定で具体的な電磁的記録形式を特定していないのは、実質的な不開示決定（かつその事実の隠蔽）であり、その取消しと、具体的な電磁的記録形式の特定・明示を求めるものである。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(2) 審査請求書2（原処分2に係るもの）

アないしオ 上記（1）アないしオと同旨。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2に掲げる2文書（本件対象文書）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成30年11月1日付け防官文第17190号によ

り、本件対象文書のうち、文書1の1枚目ないし5枚目及び文書2の1枚目ないし5枚目について、法5条1号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分1）を行った後、平成31年2月28日付け防官文第3256号により、文書2（表紙を除く。）の15ページないし19ページ及び68枚目について、法5条1号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

本件審査請求は、原処分1及び原処分2（原処分）に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約5年9か月及び約5年5か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「不開示決定の取消し（他にも文書が存在するものと思われる）」として、電磁的記録形式の特定及び明示を行うよう求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し明示することはしていない。
- (2) 審査請求人は、「履歴情報の特定を求める」とともに、「「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、いわゆる変更履歴情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- (3) 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める」としているが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。
- (4) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件

対象文書の一部が同条1号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(5) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年9月12日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同月30日 審議
- ④ 令和7年10月21日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性等について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 別表の番号1に掲げる不開示部分は、自衛隊員及び民間人の写真の顔部分である。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当審査会事務局職員をして、自衛隊員の顔写真を公にする慣行の有無等について諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、防衛省・自衛隊においては、自衛隊員のうち将官（将補以上の階級の者を指す。）等の顔写真については、報道の用に供するため、報道機関等に提供するなど、これを公にする慣行があるが、当該不開示部分の自衛隊員については公表慣行がなく、ウェブサイト等の他の広報資料等でも公表されていない者であるとの説明があった。

上記の諮問庁の説明を踏まえると、当該各部分は、法5条1号ただし書イに該当しないと認められるほか、民間人についても、その写真の顔部分を公にする慣行があると認めるべき事情は存しないことから、いずれも同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該各部分は、個人識別部分に該当すると認められることか

ら、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

- (2) 別表の2に掲げる不開示部分には、記事を寄稿した隊員家族の氏名が記載されていると認められる。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

- (3) 別表の3に掲げる不開示部分には、記事を寄稿した自衛隊員の年齢及び勤続年数に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、氏名等の記載とあいまって、記事全体が一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該自衛隊員の氏名等は原処分において開示されていることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、当該部分は法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件は、審査請求から諮問までに約5年9か月及び約5年5か月が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に係る審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした各決定については、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

『艦船と安全』2018年7～8月号。うち『艦船と安全』2018年8月号 表紙 「水中処分母船における訓練計画」「安全神話の終焉」奥付について抜粋

2 本件対象文書

文書1 艦船と安全 2018年7月号（1枚目ないし5枚目）

文書2 艦船と安全 2018年8月号（1枚目ないし5枚目、15ページないし19ページ及び68枚目）

別表

番号	不開示とした部分		不開示とした理由
1	文書 2	2枚目及び3枚目の写真の顔部分（識別が容易でないと認められるものを除く。）	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
		15ページ及び17ページの写真の顔部分	個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
2	文書 2	5枚目の寄稿者の氏名	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
3	文書 2	15ページ、17ページ及び18ページのそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）	個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。

※当審査会事務局において整理した。